懲戒処分の公表

吉川松伏消防組合では、地方公務員法に基づき、下記のとおり職員の懲戒処分を発令しましたので、職員の懲戒処分等に関する公表基準に基づき下記のとおり公表します。

記

１　事実の概要

平成２８年１０月１８日（火）午前７時４８分頃、自家用車にて通勤途上わき見運転により停車中の相手車両後部に追突し、腰頸椎捻挫の人的傷害及び自動車の物的損害を負わせた。

２　被処分者の属する課・署名、職名、年齢

警防課　主任（消防士長）　３４歳

３　処分内容及び処分年月日

戒告　平成２８年１２月５日（月）

４　消防長の意見

消防職員は、特段の道路交通法の順守及び安全運転を励行する立場であり、停車中の相手方車両に後方から追突した行為は、一方的な過失であり人的傷害及び物的損害を負わせた事実は、市町民の皆様の生命、身体を保護すべき消防の責務に不信を招きかねない行為であり、謹んでお詫びを申し上げます。

このような事故が発生することがないよう、職員に対し道路交通法の順守及び安全運転励行の注意を喚起し、再発防止に取り組んでまいります。

平成２８年１２月５日提供

問合せ先

担当課：消防本部総務課庶務係

電　話：０４８－９８２－３９１８